令和5年度集団指導 障がい福祉サービス等 (報酬算定版)

吹田市 福祉部 福祉指導監査室 障がい事業者担当

この資料の留意事項について

- ▶ この資料が参照しているのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」です。
- 動画作成の都合上、全ての事業別の通知文書の掲載は省略していますので、事業者におかれましては、自分の事業に適用される内容について適宜、確認いただきますようお願いいたします。
- ▶ なお、「令和5年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導資料」については、大阪府が作成した資料を使用しています。
- ▶ ※資料の●が、指導事項です。

人員欠如減算(従業員の欠如)

指定基準の規定により配置すべき生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人の人員欠如がある場合

- ▶ 1割を超えて減少した場合 翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算
- ▶ 1割の範囲内で減少した場合 翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算

【減算割合】

- ・減算適用1月目及び2月目...所定単位数の100分の70
- ・3月目以降…所定単位数の100分の50

人員欠如減算(サービス管理責任者)

サービス管理責任者の欠如の場合 翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算

【減算割合】

- ・減算適用1月目から4月目...所定単位数の100分の70
- ・5月目以降...所定単位数の100分の50

例:4月にサービス管理責任者が欠如、7月1日に解消の場合 6月と7月にサービス管理責任者の人員欠如減算が適用される。

※人員欠如は人員基準違反であり、指導や勧告、行政処分の対象となる場合があります。

個別支援計画未作成減算

以下の場合、個別支援計画未作成となり減算が適用されます。

- ・サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。
- ・基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

【減算対象】

当該利用者について未作成月から解消されるに至った月の前月まで

【減算割合】

- ・未作成1月目及び2月目...所定単位数の100分の70
- ・3月目以降...所定単位数の100分の50

身体拘束廃止未実施減算

次の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬の減算となります。

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- ※令和5年4月から、全ての事業所において、①から④に掲げる項目のいずれかを満たしていない場合は減算となります。

福祉専門職員配置等加算

- ▶ 当該加算の区分
 - I型(※割合が100分の35以上)
 - ・Ⅱ型(※割合が100分の25以上)
 - ※直接処遇職員として常勤配置している従業者のうち有資格者(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理師)の割合
 - ・Ⅲ型(常勤配置している従業者の割合が100分の75以上又は常勤配置されている従業者のうち3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上)
- 加算の変更又は取り下げは、届出が必要になりますので、対象となる職員の異動があった場合は、引き続き福祉専門職員配置等加算の算定が可能であるか必ず確認してください。
- ▶ なお、就労移行支援、就労継続支援A型、及び就労継続支援B型のみ作業療法 士についても有資格者に含めます。

食事提供体制加算

事業所が食事を提供した場合に限定して加算を算定してください。

以下のような場合は加算は算定できません。

- ・外出行事で外食した場合など、事業所が食事を提供していない。
- ・主食や汁物のみを施設内で調理し、主菜や副菜は給食業者が調理したものを提供するなど、事業所が調理していない。
- 食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定することが可能なものですが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えありません。
- なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものです。
- ※ 出前や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはなりません。

欠席時対応加算

利用予定日の前々日、前日(※営業日で算定)又は当日に中止の連絡があった場合に、利用する事業者毎に1月に4回を限度として算定が可能です。なお、算定要件として、電話等で確認した利用者の状況、相談援助の内容を記録しておかなければなりません。

- ▶ 実地指導において、記録がなかったため、当該加算の返還を指導した事例がありました。必ず記録をしておくようにお願いします。
- ●利用中止の連絡のあった日時、利用者の状況確認、相談援助の内容が記録されていない。

送迎加算

▶ (生活介護、自立訓練【宿泊型自立訓練を除く】、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型)※短期入所は算定要件が異なります。

- ・送迎加算(I)・・・ 以下の(ア)及び(イ)のいずれにも該当
- ・送迎加算(Ⅱ)・・・ 以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当
 - (ア) 1回の送迎につき平均10人以上の利用者が利用 (定員が20人未満の場合は平均的に定員の100分の50以上)
 - (イ) 週3回以上の送迎を実施
- ●日常的に送迎を利用している利用者について、送迎を利用しない日においても 加算を算定している。
- ●送迎加算(I)について、1回の送迎につき平均10人以上かつ週3回以上の 送迎を実施していない。

特定事業所加算(居宅介護等)

集団指導資料の、参考様式に掲載している「特定事業所加算チェックシート」を活用して、加算の要件を満たしているか確認するようにお願いします。

加算を届出た事業所であっても、チェックシートに記載した体制が継続して満たされていない場合は、加算を算定できませんので、毎月、加算体制が満たされているか、確認をしてください。また、サービス提供時間での従業者要件については、一人の従業者のサービス別のサービス提供時間数を出して、確認下さい。

要件を満たさなくなった場合には、加算の体制届の変更を届出るとともに、過誤により請求を行った加算分については、自主返還をしてください。

実地指導において、ひとつでも要件を満たしていなければ、返還の指導をすることになりますので、ご注意ください。

- ●特定事業所加算の各要件が整っていないにもかかわらず、加算の届け出と算 定を行っている。
- ●特定事業所加算の加算要件について、定期的な自己点検により当該要件が継続して満たしているかの確認を行っていない。

夜間支援等体制加算(共同生活援助)

- 1 夜間支援等体制加算(I)の算定にあたっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに、個別支援計画に位置付けること。
 - ※夜間支援の必要性を明確にしておくこと。
- 2 夜間支援の内容について、記録を残すこと。
 - (内容) 支援を行った時間、支援の内容、利用者の状況等
- 3 加算の算定にあたって用いる単位区分は、夜間支援従業者が支援を行う共同生活 住居毎の前年度平均利用者数(夜間支援の提供の有無に関わらず全入居者を対象 とする)で算定すること。
 - ※指定共同生活援助事業所全体の前年度平均利用者数ではない。
- 1 人の夜間支援員が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居(サテライト型住居で巡回の必要がないとあらかじめ判断したものは除く。ただし、この場合であっても就寝前後に電話等により当該利用者の状況確認を行うことが必要。)を巡回しなければならないが、巡回を行っていない。〈I型及びI型の場合に限る〉
- 夜間支援についてのサービス提供記録(支援内容、利用者の状況、特記事項など)が整備されていない。

く参考>

▶ 障がい福祉サービス等事業者のホームページ https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/index.html (ホームページ内検索用ページ番号 1022381)

障がい福祉サービス事業者等集団指導のホームページ
https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1030720.html

(ホームページ内検索用ページ番号 1030720)